

防災・災害時訓練共催事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人 大阪府国際交流財団(以下「財団」という。)が、府内市町村及び市町村国際交流協会等(以下「協会等」という。)とともに、防災・災害時訓練事業を実施することで、地域に根差した災害時外国人支援を推進し、さらなる地域力・防災力の向上を目的とする。

(対象事業)

第2条 地震等、自然災害時(以下「災害時」という。)の対応に関する内容で、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業について、第6条の規定に基づき、協会等と共催により開催する。

- (1) 災害時多言語支援センター設置・運営訓練
- (2) 災害時の対処方法等を啓発する防災訓練(外国人の参加割合が概ね3割以上を占める事業であること)
- (3) 災害時の多言語支援を担う語学(やさしい日本語を含む)ボランティアの研修(参加した語学ボランティアのうち希望する者には、近畿地域国際化協会連絡協議会の運営する災害時通訳・翻訳ボランティア制度への登録案内をすること)
- (4) 協会等の職員を対象とした災害時外国人支援に係る研修・訓練のうち、府域の災害時外国人支援体制の推進に資する事業
- (5) その他、災害時外国人支援体制の構築に必要と思われる事業で、理事長が特に必要と認めた事業

(共催の協議)

第3条 共催を希望する協会等(以下「共催希望団体」という。)は、財団に共催を申請するにあたって、実施内容、PRの方法、参加者数の見込等を精査のうえ、事業実施の3ヵ月前までに協議しなければならない。

2 過去に共催事業を実施した共催希望団体は、第2条及び次に掲げる各号のいずれかに該当する事業の場合のみ、財団に共催を申請することができる。

- (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公的法人と共催する事業(ただし共催希望団体と同一市町村内に事務所を置く団体等は除く)
- (2) 市町村国際交流協会又はこれに準ずる団体と共催する事業(ただし共催希望団体と同一市町村内に事務所を置く協会等は除く)
- (3) 留学生が在籍する高等教育機関等と共催する事業
- (4) その他、理事長が特に必要と認める事業で、協会等(ただし共催希望団体と同一市町村内に事務所を置く協会等は除く)職員の見学又は参加が見込める事業

(共催申請)

第4条 共催希望団体は、原則として開催日の2ヵ月前までに、共催事業計画書(様式1)、共催事業予算書(様式2)を財団へ提出しなければならない。

(財団の経費負担)

第5条 財団は、様式2で示された経費のうち、人件費、委託費、備品又は飲食に係る費用(会議費・非常食を除く)を除き、負担することができる。ただし、謝金、旅費交通費、消耗品費及び賃借料については、当財団の規定等に基づいた金額とする。

2 財団が負担する経費の上限は事業の内容、業務分担、全体経費、過去の実績等に応じて、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 災害時多言語支援センター設置・運営訓練 15万円
- (2) 災害時の対処方法を啓発する防災訓練 10万円
- (3) 災害時の多言語支援を担う語学ボランティアの研修 10万円
- (4) 協会等の職員を対象とした災害時外国人支援に係る研修・訓練 5万円
- (5) その他、災害時外国人支援体制の構築に必要と思われる事業で、理事長が特に必要と認めた事業 5万円

3 過去に共催事業を実施した共催希望団体から申請された事業のうち、過去の共催事業と同一又は類似の内容と認められる事業については、理事長が特に必要と認める事業を除き、過去の実績回数に応じて、前項に定める財団が負担する経費の上限を1/4ずつ減額するものとする。

4 大阪府等、他団体からの助成を受けている事業については、その助成の割合に応じて、財団が負担する経費を減額あるいは負担しないものとする。

(共催決定及び通知)

第6条 共催事業は第4条に掲げる書類をもって審査・決定し、選定結果を共催希望団体へ通知する。

- (1) 財団は、提出された共催事業計画書を審査した後、共催の可否を決定し、速やかに結果を共催希望団体へ通知する。
- (2) 共催可の決定を受けた共催希望団体(以下「共催団体」という。)は、速やかに以下の書類を財団へ提出することとする。
 - (ア) 共催者名が明記された事業実施要領
 - (イ) 広報資料(ちらし、パンフレット等)
- (3) 共催団体は、前項(イ)に掲げる広報資料について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。なお著作権侵害など第三者と紛争が生じた場合、共催団体はその責任を負い、財団に一切の負担をかけないものとし、かつ財団に損害が発生した場合はこれを補填するものとする。

(事業報告書)

第7条 共催団体は、事業終了後、速やかに共催事業計画書(様式1)の各項目の実績と事業の成果を記載した共催事業報告書(様式3)及び共催事業決算書(様式4)を財団へ提出しなければならない。

2 財団に負担金を求める場合は、共催負担金請求書(様式5)を提出しなければならない。

3 財団は前項に掲げる書類を検査し、不備がある場合は協会等に修正を求めることができる。

(共催の取消し)

第8条 財団は、共催決定をした後又は事業が完了した後に、共催団体が次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、共催の決定を取り消すことができる。なお、決定を取り消す場合は、共催事業承認取消通知書(様式6)により通知する。

(1) 偽りその他不正な手段により共催の決定を受けたとき

(2) 共催事業を遂行しないとき、又は遂行する見込みがなくなつたと認められるとき

(3) この要綱及び共催事業の承認内容、又はその他法令等に違反したとき

(その他)

第9条 やむを得ず共催事業に変更・中止が生じた場合は、共催事業変更の届出(様式7)を速やかに財団へ提出することとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する